

第1868号
令和7年8月15日発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎記事

- 宇賀克也最高裁判所判事の退官
- 人事異動（7月22日～8月1日）
- 令和8年度裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験問題（論文）

1

◎政令

- 日本国と我が国以外の締約国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の施行期日を定める政令
- 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

9



記事

◎宇賀克也最高裁判所判事の退官

最高裁判所判事宇賀克也氏は、7月20日限り定年により退官された。

◎人事異動

水戸家庭・地方裁判所土浦支部判事補

神戸地方・家庭裁判所判事補 竹内壯太郎

福岡地方・家庭裁判所判事補

長崎地方・家庭裁判所佐世保支部判事
補 大島泰史

(以上7月22日)

定年退官

諫早簡易裁判所判事 川崎 覚
(7月23日)

諫早簡易裁判所判事

福岡簡易裁判所判事 福田誠二郎
(7月24日)

大阪高等裁判所判事

事務総局総務局第二課長 遠藤謙太郎
事務総局総務局第二課長

大阪地方裁判所判事 直江泰輝

東京地方裁判所判事補

静岡地方・家庭裁判所判事補 石井みよ
長野家庭・地方裁判所上田支部判事補

大阪地方・家庭裁判所判事補 手嶋悠生
(以上7月25日)

辞職

最高裁判所大法廷首席書記官 定久朋宏

最高裁判所第一小法廷首席書記官 宮下美和

最高裁判所第二小法廷首席書記官 吉田隆樹

最高裁判所第三小法廷首席書記官 田中美香

最高裁判所訟廷首席書記官 川上 康

事務総局家庭審議官 西川裕巳

東京高等裁判所事務局次長 大和谷 教

東京地方裁判所事務局長 山根克彦

千葉地方裁判所次席書記官 赤坂 剛

宇都宮地方裁判所刑事首席書記官 草野和弘

名古屋高等裁判所刑事首席書記官 野津 聰

岐阜家庭裁判所首席書記官 村田泰志

岡山地方裁判所事務局長 大橋憲一郎

福岡地方裁判所次席書記官 檜垣和博

大分地方裁判所事務局長兼大分家庭裁判所事務局長 古賀康平

鹿児島地方裁判所次席書記官兼鹿児島

家庭裁判所次席書記官 篠原真理

盛岡地方裁判所事務局長兼盛岡家庭裁判所事務局長 田邊 明

札幌高等裁判所事務局次長 村上庫二

(以上7月30日)

行橋簡易裁判所判事

大阪簡易裁判所判事 藤原 治

任期終了退官

札幌簡易裁判所判事 津幡恭行

依頼退官

千葉地方・家庭裁判所判事 澤田順子

名古屋地方・家庭裁判所岡崎支部判事 山下真吾

名古屋簡易裁判所判事 武長信次

福岡簡易裁判所判事 福吉文雄

行橋簡易裁判所判事 上甲俊夫

辞職

広島家庭裁判所家事首席書記官 藤井常正

(以上7月31日)

東京高等裁判所判事 小川理津子

同 脇村真治

東京地方裁判所判事 大久保直輝

同 小暮純一

千葉地方・家庭裁判所判事 仲吉 統

東京簡易裁判所判事 赤坂 剛

同 大倉治子

同 川上 康

同 草野和弘

同 櫻井由美

同 定久朋宏

同 田中美香

同 徳江 淳

同 中橋正幸

同 西川裕巳

同 橋本 聰

同 堀川浩司

同 丸山和広

同 宮下美和

同 大和谷 教

同 山根克彦

同 西川 潤

同 久永利恵子

同 山下知樹

同 吉田隆樹

同 野津 聰

同 藤田英二朗

同 村田泰志

同 大橋憲一郎

同	渡邊貴之	裁判所職員総合研修所事務局長	
福岡簡易裁判所判事	安里真也	福島地方裁判所事務局長	増子政恵
同	古賀康平	裁判所職員総合研修所教官	
同	篠原真理	新潟地方裁判所事務局次長	田辺美帆
同	檜垣和博	東京高等裁判所民事首席書記官	
仙台簡易裁判所判事	今野隆一	横浜家庭裁判所事務局長	八幡有紀
同	田邊 明	東京高等裁判所刑事首席書記官	
同	橋本寿弥	東京家庭裁判所事務局長	内野 洋
札幌簡易裁判所判事	平野亮一	東京高等裁判所事務局次長	
同	村上庫二	東京高等裁判所民事首席書記官	黒瀬宣輝
高松簡易裁判所判事	大塚貴志	東京高等裁判所事務局総括企画官	
同	高橋清志	東京家庭裁判所事務局人事課長	岡本一樹
東京地方裁判所判事		知的財産高等裁判所事務局長兼知的財産	
東京家庭裁判所判事	神野泰一	高等裁判所首席書記官	
東京家庭裁判所判事		前橋家庭裁判所事務局次長	渡邊堅司
東京高等裁判所判事	齊藤充洋	東京地方裁判所主任書記官	
免事務総局民事局付		最高裁判所判事秘書官	中原弘貴
事務総局民事局付	山根直輝	東京地方裁判所次席書記官	
神戸家庭・地方裁判所判事補		千葉地方裁判所事務局次長	澤井和也
札幌地方・家庭裁判所判事補	唐津祐吾	東京地方裁判所事務局長	
事務総局デジタル審議官付参事官		事務総局人事局参事官	松本茂一
大阪高等裁判所事務局総務課長	大西千流	東京簡易裁判所次席書記官	
最高裁判所大法廷首席書記官		東京地方裁判所事務局人事課長	北岡 彩
裁判所職員総合研修所事務局長	青柳年泰	武蔵野簡易裁判所庶務課長	
最高裁判所第一小法廷首席書記官		最高裁判所判事秘書官	山中美和
広島地方裁判所事務局長	有井広光	さいたま地方裁判所主任書記官	
最高裁判所第二小法廷首席書記官		最高裁判所判事秘書官	柏木扶美
東京高等裁判所刑事首席書記官	田内丈青	千葉地方裁判所次席書記官	
最高裁判所第三小法廷首席書記官		最高裁判所図書館総務課長	関塚和子
大阪地方裁判所事務局長	荒木健二	千葉地方裁判所事務局次長	
最高裁判所訟廷首席書記官		東京地方裁判所事務局総務課長	雨宮大吾
名古屋高等裁判所民事首席書記官	早川 太	宇都宮地方裁判所刑事首席書記官	
事務総局家庭審議官		東京地方裁判所次席書記官	飯田理恵
大阪家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	上馬場 靖	宇都宮地方裁判所事務局長兼宇都宮家庭	
最高裁判所判事秘書官		裁判所事務局長	
東京地方裁判所主任書記官	今井純香	長野地方裁判所事務局長兼長野家庭裁	
東京地方裁判所立川支部主任書記官	松本徳子	判所事務局長	黒澤 剛
東京家庭裁判所主任書記官	久我涼子	長野地方裁判所事務局長兼長野家庭裁判	
事務総局総務局審査官		所事務局長	
東京高等裁判所事務局総括企画官	渋木紀道	知的財産高等裁判所事務局長兼知的財	
事務総局人事局能率課長兼事務総局人事		産高等裁判所首席書記官	岩崎光宏
局公平課長		新潟地方裁判所事務局次長	
大阪高等裁判所事務局人事課長	梶 嘉恵	事務総局総務局審査官	
事務総局人事局職員管理官兼事務総局人		東京家庭裁判所事務局長	岡元勇人
事局参事官		事務総局デジタル審議官付参事官	塚田智大
事務総局人事局職員管理官	沢田和弘	横浜家庭裁判所次席書記官	
最高裁判所図書館総務課長		東京高等裁判所民事訟廷副管理官	山口淳子
横浜家庭裁判所次席書記官	名雪 泉	横浜家庭裁判所事務局長	

宇都宮地方裁判所事務局長兼宇都宮家庭裁判所事務局長	岸 英範	名古屋高等裁判所民事首席書記官 名古屋家庭裁判所家事首席書記官	齊藤智昭
前橋家庭裁判所事務局次長	平川 晶	名古屋高等裁判所刑事首席書記官 富山地方裁判所事務局長兼富山家庭裁判所事務局長	南出良仁
東京簡易裁判所次席書記官	砂川朋子	名古屋高等裁判所事務局總括企画官 福井地方裁判所事務局次長兼福井家庭裁判所事務局次長	本村直也
大阪高等裁判所事務局總括企画官兼大阪高等裁判所次席書記官	川上雅之	名古屋地方裁判所次席書記官 富山地方裁判所事務局次長兼富山家庭裁判所事務局次長	川崎洋一
和歌山地方裁判所事務局次長兼和歌山家庭裁判所事務局次長	藤谷浩太郎	福井地方裁判所首席書記官兼福井家庭裁判所首席書記官 名古屋高等裁判所事務局總括企画官	金地啓之
大阪高等裁判所事務局總務課長	藤原悟志	福井地方裁判所事務局次長兼福井家庭裁判所事務局次長	松原貴弘
大阪家庭裁判所事務局次長	吉川雅章	名古屋家庭裁判所事務局總務課長 金沢地方裁判所民事首席書記官兼金沢地方裁判所刑事首席書記官兼金沢家庭裁判所首席書記官	大場淑江
大阪高等裁判所事務局人事課長	関本利一	金沢地方裁判所民事首席書記官兼金沢地方裁判所刑事首席書記官	佐野 司
大阪地方裁判所事務局次長	福岡佳織	富山地方裁判所事務局長兼富山家庭裁判所事務局長	田島祥子
大阪地方裁判所次席書記官	小菅和弘	福井地方裁判所首席書記官兼福井家庭裁判所首席書記官 金沢家庭裁判所事務局總務課長	荒川正光
奈良家庭裁判所事務局次長兼奈良地方裁判所事務局次長	今村清二	名古屋家庭裁判所家事首席書記官 岐阜家庭裁判所首席書記官	齊藤志穂
大阪地方裁判所總括主任書記官	石田一樹	名古屋地方裁判所次席書記官 広島高等裁判所事務局總括企画官兼広島高等裁判所次席書記官	遠藤 愛
大阪高等裁判所民事訟廷副管理官	多田達也	鳥取地方裁判所事務局次長兼鳥取家庭裁判所事務局次長	三村 真
大阪地方裁判所事務局長	児島由崇	広島高等裁判所次席書記官 広島地方裁判所次席書記官	永澤 真
大阪家庭裁判所事務局長	高倉伸弥	広島地方裁判所民事首席書記官 山口地方裁判所首席書記官	清木真穂
大阪地方裁判所事務局次長	望月玲子	広島地方裁判所次席書記官 広島高等裁判所事務局總括企画官兼広島高等裁判所次席書記官	古川かおり
和歌山地方裁判所次席書記官兼和歌山家庭裁判所次席書記官	木村祐司	山口地方裁判所次席書記官兼山口家庭裁判所次席書記官 広島地方裁判所事務局長	宇野勝浩
神戸地方裁判所事務局長	井上英樹	広島家庭裁判所事務局長	
神戸家庭裁判所事務局長	浅野ゆかり		
和歌山地方裁判所首席書記官			
大阪地方裁判所次席書記官			
和歌山地方裁判所次席書記官兼和歌山家庭裁判所次席書記官			
神戸地方裁判所民事訟廷管理官			
和歌山地方裁判所事務局次長兼和歌山家庭裁判所事務局次長			
大阪家庭裁判所事務局会計課長			
大阪家庭裁判所事務局長			
神戸地方裁判所事務局長			
大阪家庭裁判所事務局次長			
京都地方裁判所事務局次長			
京都家庭裁判所事務局次長			
和歌山地方裁判所次席書記官兼和歌山家庭裁判所次席書記官			
京都地方裁判所事務局次長			
京都家庭裁判所事務局次長			
和歌山地方裁判所次席書記官兼和歌山家庭裁判所次席書記官			
神戸家庭裁判所事務局長			
京都地方裁判所民事首席書記官			
奈良家庭裁判所事務局次長兼奈良地方裁判所事務局次長			
大阪地方裁判所總括主任書記官	井上明日香		

山口地方裁判所首席書記官 岡山家庭裁判所首席書記官 山口地方裁判所次席書記官兼山口家庭裁判所次席書記官 広島家庭裁判所次席書記官 山口地方裁判所事務局長兼山口家庭裁判所事務局長 山口地方裁判所事務局長 山口地方裁判所事務局次長 山口家庭裁判所事務局次長 岡山地方裁判所民事首席書記官 広島高等裁判所次席書記官 岡山地方裁判所事務局長 広島地方裁判所民事首席書記官 鳥取地方裁判所事務局次長兼鳥取家庭裁判所事務局次長 広島家庭裁判所次席書記官 山口家庭裁判所事務局長 広島家庭裁判所次席書記官 山口地方裁判所事務局次長 広島家庭裁判所事務局長 岡山地方裁判所民事首席書記官 山口家庭裁判所事務局次長 広島地方裁判所事務局總務課長 岡山家庭裁判所首席書記官 裁判所職員総合研修所教官 福岡地方裁判所次席書記官 熊本地方裁判所事務局次長 福岡地方裁判所次席書記官（小倉支部配置）兼福岡家庭裁判所次席書記官（小倉支部配置） 鹿児島家庭裁判所次席書記官兼鹿児島地方裁判所次席書記官 佐賀地方裁判所次席書記官兼佐賀家庭裁判所次席書記官 福岡地方裁判所民事訟廷管理官 長崎地方裁判所民事首席書記官兼長崎地方裁判所刑事首席書記官 長崎地方裁判所刑事首席書記官 大分地方裁判所事務局長兼大分家庭裁判所事務局長 長崎地方裁判所民事首席書記官 熊本地方裁判所事務局次長 福岡家庭裁判所次席書記官 鹿児島地方裁判所次席書記官兼鹿児島家庭裁判所次席書記官 宮崎地方裁判所次席書記官兼宮崎家庭	草野 徹 中田孝造 廣澤嘉孝 大脇健司 坂東正樹 古川広三 森 茂 永吉 聰 川上孝之 田中康茂 藤原尚子 南森弘三 友枝仁美 末継正和 松下裕輔 中溝香三 高崎 宏 有徳克彦	裁判所次席書記官 宮崎地方裁判所次席書記官兼宮崎家庭裁判所次席書記官 福岡高等裁判所那覇支部庶務課長 福岡家庭裁判所次席書記官 福岡地方裁判所次席書記官（小倉支部配置）兼福岡家庭裁判所次席書記官（小倉支部配置） 佐賀家庭裁判所事務局次長兼佐賀地方裁判所事務局次長 佐賀地方裁判所次席書記官兼佐賀家庭裁判所次席書記官 鹿児島家庭裁判所次席書記官兼鹿児島地方裁判所次席書記官 佐賀家庭裁判所訟廷管理官 仙台高等裁判所事務局總務課長 仙台地方裁判所事務局次長 仙台高等裁判所事務局会計課長 秋田家庭裁判所事務局次長兼秋田地方裁判所事務局次長 仙台地方裁判所事務局次長 仙台家庭裁判所事務局次長 福島地方裁判所事務局長 青森地方裁判所事務局長兼青森家庭裁判所事務局長 盛岡地方裁判所事務局長兼盛岡家庭裁判所事務局長 仙台高等裁判所事務局会計課長 青森地方裁判所事務局長兼青森家庭裁判所事務局長 仙台高等裁判所事務局總務課長 仙台家庭裁判所次席書記官 福島家庭裁判所次席書記官 仙台地方裁判所事務局会計課長 秋田家庭裁判所事務局次長兼秋田地方裁判所事務局次長 仙台高等裁判所秋田支部庶務課長 札幌高等裁判所事務局次長 札幌地方裁判所事務局長 札幌家庭裁判所事務局長 札幌家庭裁判所事務局長 事務総局人事局能率課長兼事務総局人事局公平課長 さいたま家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官 千葉家庭裁判所主任家庭裁判所調査官	中室秀子 野原国秀 平井茂喜 浦添誠司 大塚日出雄 松田雅史 金子輝代 谷地田牧子 内山 崇 齋藤如世 山崎雄治 磯上睦子 阿部功一 鈴木正之 丸山又生 樽本光弘 荒川和良 大高修嗣
--	---	---	--

大阪家庭裁判所首席家庭裁判所調査官兼
大阪高等裁判所上席家庭裁判所調査官 田口正雄
京都家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
大阪家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査
官
鳥取家庭裁判所次席家庭裁判所調査官 松山亜矢
京都家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
和歌山家庭裁判所首席家庭裁判所調査
官 中村千世
和歌山家庭裁判所首席家庭裁判所調査官
名古屋家庭裁判所次席家庭裁判所調査
官 高原正好
名古屋家庭裁判所次席家庭裁判所調査官
大阪家庭裁判所総括主任家庭裁判所調
查官 西田秀輝
鳥取家庭裁判所次席家庭裁判所調査官
さいたま家庭裁判所総括主任家庭裁判
所調査官 小田川志津子
(以上8月1日)



◎令和8年度裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験問題（論文）

第一部

憲法

第1問

法の支配の原理について説明した上で、この原理が憲法上現れている諸制度・定めを説明せよ。

第2問

成年被後見人について選挙権を有しない旨を法律で規定したとする（以下この規定を「本件規定」という。）。本件規定が憲法第15条第1項及び第3項に違反するかどうかを論ぜよ。

民法

第1問

Aは、令和7年4月1日、Bが所有する甲土地を、家庭菜園として利用する目的で、賃料月額5000円（B名義の銀行預金口座に振り込む方法により、毎月末日までに支払う。）として、Bから賃借し、賃借権設定登記を具備した。また、Aは、Bに対し、同日、敷金として1万円を差し入れた。

Aは、Bに対し、同月30日、同月分の賃料から振込手数料110円を差し引いた4890円を振り込んだ。

Bは、Cに対し、同年5月1日、甲土地を売却し、所有権移転登記手続をした。

Aは、Cに対し、同月31日、同月分の賃料から振込手数料110円を差し引いた4890円を振り込んだ。

この場合における次の各小間に答えよ。

- (1) Cは、Aに対し、同年6月1日、同年5月分の賃料から差し引かれた110円の支払を求めることができるか。
- (2) Bは、Aに対し、同日、同年4月分の賃料から差し引かれた110円の支払を求める能够であるか。

第2問

Aは、Bとの間で、令和7年4月1日、Aが保管し、所有している絵画（以下「本件絵画」という。）を代金500万円でBに売るという契約をし、BがAに代金を支払う期限を同年11月1日とすること、AがBに対し同年10月1日にB方において本件絵画を引き渡すことを約した。

この場合における次の各小間に答えよ（各小問は、独立したものとする。）。

- (1) Aが本件絵画を倉庫で保管していたところ、同年8月1日、倉庫に落雷があり、本件絵画が倉庫

共々焼失してしまった。この場合において、Aは、Bに対し、同年11月1日に本件絵画の売買代金として500万円を請求することができるか。

(2) AがBに対して同年10月1日に本件絵画を現実の引渡しの方法によって引き渡した後の同月2日に本件絵画が落雷により焼失してしまった場合において、Aは、Bに対し、同年11月1日に本件絵画の売買代金として500万円を請求することができるか。また、引渡しの方法が占有改定の方法による場合には、上記請求をすることができるか。

(3) Aは、Bに対し、同年10月1日、本件絵画をB方に持参し、現実の引渡しの方法によって引き渡そうとしたものの、Bがまだ受け取る準備ができていないから受け取れないと言って、これを拒んだ。この場合において、Aは、Bに対し、本件絵画を保管する倉庫代が増加したとして、その負担を求める能够であるか。

刑法

第1問

甲は、日頃からAのことが気に食わなかったため、Aの腹部を多数回殴り、腹部にけがを負わせた。その際、Bが甲を止めようとして甲とAとの間にに入ったところ、甲は、Bの頭部を殴り、Bを気絶させるとともに、頭部にけがを負わせた。甲は、気絶したBの腕時計が高価なものであることに気付き、腕時計を外して自分のポケットに入れた。さらに、甲が座り込んで怯えていたAに対して「お前も金を持っているだろう。」と言うと、Aは財布から5万円を差し出し、甲はこれを受け取って立ち去った。

甲の罪責について論ぜよ。

第2問

甲が街中を歩いていたところ、突然、Aが木刀を振り上げて襲い掛かってきた。甲は、身を守るため、Aに対して自分のスマートフォンを投げ付けることができたが、これは壊したくないと考え、Bから借りていたゲーム機をAに投げ付けた上、走って逃げた。甲が投げたゲーム機はAの顔面に当たって破損した。Aは、ゲーム機が顔面に当たったことにより転倒し、その際に頭部を強打して死亡した。

甲のA及びBに対する罪責を論ぜよ。

民事訴訟法

第1問

Xは、Yに対し、令和6年2月1日を代金支払日として、300万円でジュエリーを売り（以下この売買契約を「本件売買契約」という。）、ジュエリー

を引き渡したのに、Yが同日までに代金を支払わないとして、同年5月15日、Yに対し、本件売買契約に基づく代金300万円の支払を求める訴え（以下この訴えに係る訴訟を「前訴」という。）を提起した。前訴において、Yは、裁判所に対し、「原告の請求を棄却する。」、「原告の主張する事実は全て認める。」と記載した答弁書を提出したが、同年7月10日に開かれた第1回口頭弁論期日には、Xのみが出席し、Yは欠席した。裁判所は、この第1回口頭弁論期日において、必要な手続を適法に終えた上で、弁論を終結し、同月17日を判決言渡期日に指定した。その後、裁判所は、同月17日、Xの請求を全部認容する判決をし、同年8月5日の経過により同判決が確定した。

前訴の判決確定後、Yは、Xに対し、本件売買契約に基づく代金支払債務の不存在の確認を求める訴え（以下この訴えに係る訴訟を「後訴」という。）を提起した。

この場合における次の各小間に答えよ。

(1) 裁判所は、下線部において、Yが提出した答弁書について、どのような手続を行ったと考えられるかについて説明せよ。

(2) 後訴において、Yが次のア又はイの主張をし、Xはこれらを否認し、争ったが、裁判所は、Y主張の事実が認められるとの心証に至った場合に、裁判所はどのような判決をすべきかについて論ぜよ

ア Yは、同年7月15日、本件売買契約の代金を全額弁済した。

イ Yは、同年10月1日、錯誤を理由に、Yの本件売買契約に係る意思表示を取り消した。

第2問

Xは、Yに対し、消費貸借契約に基づく貸金200万円の返還を求める訴え（以下この訴えに係る訴訟を「本件訴訟」という。）を提起した。これに対し、Yは、本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、原告の請求を棄却する旨を求める答弁をした。

この後、Xは、本件訴訟の第1回口頭弁論期日において、Yの同意なしに、口頭で、次の(1)及び(2)の各行為ができるか、要件及びその趣旨に触れながら論ぜよ。

(1) 貸し付けた額が250万円であったとして請求を250万円に拡張すること。

(2) 貸し付けた額が150万円であったとして請求を150万円に減縮すること。

刑事訴訟法

第1問

① 捜索及び差押えについて令状主義が取られている趣旨並びに② 捜索令状及び差押令状の発付に当たって要求される「正当な理由」（憲法第35条第1項）の意義について説明した上で、次の〔事例〕における(1)及び(2)の各検査の適法性について論ぜよ。

〔事例〕

甲が盗品（ネックレス）を有償で譲り受けた旨の盗品等有償譲受け被疑事件につき、「検査すべき場所、身体又は物」を「甲の住居及びその敷地内」とし、「差し押さえるべき物」を盗品である「ネックレス」とする検査差押許可状に基づいて、警察官が次の(1)及び(2)の各検査を行った。

(1) 甲の住居の敷地内に駐車されていた甲の自動車の中

(2) たまたま居合わせ、甲の住居内にあった盗品のネックレスを自身の上着のポケットに入れたところを警察官に現認された乙の上着のポケットの中

第2問

次の各小間に答えよ。

(1) 自白の補強法則の意義及び趣旨を簡潔に説明せよ。

(2) 裁判所は、次の〔事例〕において、被告人を有罪とすることができるかどうかについて、自白の補強法則に留意しつつ、論ぜよ。

〔事例〕

道路交通法違反（自動車の無免許運転）被告事件において、被告人の自白があるほか、①被告人が無免許である旨の関係機関の照会結果書、②被告人が警察官に対し無免許で運転した経路を説明した内容が記載された実況見分調書（いずれも証拠能力に問題はないものとする。）のみを取り調べた。

第二部

憲法

第1問

司法権の意義及び帰属を説明した上で、憲法上、明文により裁判所以外の国家機関に司法権の行使が認められているものを二つ挙げ、その理由をそれぞれ論ぜよ。

第2問

〔参考法令〕のとおり、民法の一部を改正する法律（平成25年法律第94号）による改正前の民法第900条第4号ただし書の規定中の下線部分（以下この下線部分を「本件規定」という。）は、嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の2分の1としていた。本件規定に含まれる憲法上の問題点を論ぜよ。

〔参考法令〕

(法定相続分)

民法第900条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一～三 (略)

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方と同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

民 法

第1問

次の各小間に答えよ。

- (1) 取得時効の制度趣旨を説明せよ。
- (2) Aは、Bから、令和2年5月1日、甲土地を代金1000万円で購入し（以下この売買契約を「本件売買契約」という。）、本件売買契約に基づき、その代金全額を支払うとともに、甲土地の引渡しを受けたが、所有権移転登記手続は未了であった。

この場合において、Aは、Bに対し、令和12年5月2日、Aが占有する甲土地の所有権の取得時効を援用して、所有権に基づき、所有権移転登記手続を求めることができるか。

第2問

Xは、Yに対し、甲土地を代金3000万円で売った（以下この売買契約を「本件売買契約」という。）。Yは、本件売買契約締結当時、真実は甲土地に空港の建設が予定されているという事実がなかったにもかかわらず、当該事実があるものと信じており、Xに対し、甲土地に空港の建設予定があるので、甲土地を買い受けたい旨を告げ、相場の2倍の金額で甲土地を買い受けている。その後、甲土地に空港の建設予定があるというのはYの軽過失により生じた誤解であったことが判明した。

なお、Xも、Yと同様に、甲土地に空港の建設予定があると誤信していた。

- (1) Yが甲土地の売買を取り止めることができるかどうかを論ぜよ。
- (2) Yは、甲土地の購入に当たり、Zから3000万円を借り入れ、3000万円を受け取った（以下この消費貸借契約を「本件消費貸借契約」という。）。本件消費貸借契約の際、YとZとの間で、返済する時期について、甲土地からYに十分なも

うけが出た時と合意していた。その後、甲土地に空港が建設されないことが判明し、Yは甲土地からもうけを得ることができなくなった。そこで、Zは、Yに対し本件消費貸借契約に基づき3000万円の返済を求めた。

Yは、甲土地から十分なもうけが出た時というのは条件であり、これが成就していないとして、3000万円の返済を拒むことができるか。条件と期限の違いに触れつつ、論ぜよ。

刑 法

第1問

中止未遂の法的性格と要件について説明した上で、次の各事例における中止未遂の成否を論ぜよ。

〔事例〕

- (1) 甲は、強盗の目的でA方に侵入し、Aに包丁を突き付けて「金を出せ」などと言って脅迫し、Aに金庫を開けさせたが、金庫内は空であり、Aが差し出した財布にも現金は入っていないかった。甲は、更にAに現金がないかを尋ねたが聞き出せず、諦めてA方から逃走した。
- (2) 乙は、Bを殺害しようと考え、Bの腹を狙って包丁を突き刺したが、Bが多量に出血して苦しむ様子を見て、大変なことをしてしまったと後悔し、それ以上の攻撃行為をすることなく、自ら119番通報をした上、救急隊員が到着するまでの間、止血措置をしながらBに付き添った。Bは、搬送された病院で手当てを受け、一命を取り留めた。

第2問

甲は、深夜、路上において、かねてよりトラブルになっていたAと口論になり、けがをさせるつもりなくAの胸を小突いたところ、Aは転倒して頭部を強打して死亡した。甲は、その後、死亡したAが身に着けていた宝石が目に入り、これを持ち去った。甲が立ち去ってから数時間後、たまたま通りかかった乙は、倒れているAを見付け、その様子からAが死亡していることを認識したが、金に困っていたため、Aのバッグから財布を抜き取って持ち去った。

甲及び乙の罪責を論ぜよ。

政

令

◎日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の施行期日を定める政令

(令和七年七月一八日公布 政令第二六〇号)

内閣は、日本国と我が国以外の締約国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国と我が国以外の締約国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律の施行期日は、令和七年七月二十二日とする。

◎民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

(令和七年七月一八日公布 政令第二六一号)

内閣は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。